

壮警町告示第81号

平成28年壮警町議会第3回臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年11月22日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年11月29日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 平成28年度壮警町一般会計補正予算(第8号)について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣 君

3番 毛利 爾 君

5番 真鍋 盛 男 君

7番 高井 一 英 君

9番 松本 勉 君

2番 菊地 敏 法 君

4番 森 太 郎 君

6番 加藤 正 志 君

8番 長内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成28年壮瞥町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年11月29日（火曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第72号ないし議案第74号

○出席議員（8名）

2番	菊地敏法君	3番	毛利爾君
4番	森太郎君	5番	真鍋盛男君
6番	加藤正志君	7番	高井一英君
8番	長内伸一君	9番	松本勉君

○欠席議員（1名）

1番 佐藤 恣 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤秀敏君
副 町 長	杉村治男君
教 育 長	田鍋敏也君
会計管理者	小松正明君
総務課長（兼）	作田宏明君
企画調整課長	庵 匡君
税務財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	小林一也君
商工観光課長	齊藤英俊君
経済環境課長（兼）	阿部正一君
建設課長	工藤正彦君
生涯学習課長	山本貴浩君
選管書記長（兼）	作田宏明君
農委事務局長（兼）	阿部正一君
監委事務局長（兼）	齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 28 年壮警町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

3 番 毛利 爾君 4 番 森 太郎君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 72 号ないし議案第 74 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 72 号ないし議案第 74 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日、平成 28 年第 3 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

今臨時会に提出いたします議件は、議案第 72 号から議案第 74 号までの計 3 件であります。その提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第 72 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の

給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 28 年 8 月 8 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

改正内容は、期末手当に乗ずる率の改正となります。附則ではこの条例は公布の日から施行すること、第 1 条と第 3 条は平成 28 年 4 月 1 日からの適用、第 2 条と第 4 条は平成 29 年 4 月 1 日からの適用条文となります。また、遡及適用となる部分について、期末手当の内払いみなし規定を定めるものでございます。

別に新旧対照表をつけてございますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 73 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 28 年 8 月 8 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

改正内容は、給与表の改正と期末手当の乗ずる率の改正となります。附則ではこの条例は公布の日から施行すること、第 1 条は平成 28 年 4 月 1 日からの適用となります。また、第 2 条は平成 29 年 4 月 1 日からの適用となります。あわせて遡及適用となる部分につきましては、給与の内払いみなし規定を定めるものでございます。

こちら新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 74 号 平成 28 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）について。

平成 28 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 41 億 1,096 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 1,395 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 2,492 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。15 ページになります。議会費で 17 万 8,000 円の追加となります。こちらは、人事院勧告に基づき期末手当支給率の改正による計上となります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 48 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費のうち空調機器点検により交流センター側の 1 階、2 階の屋外機のインバーター圧縮機などにふぐあいが発見されたため修繕経費の計上となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 1,050 万円の追加となります。8 月 30 日、本道に接近した台風 10 号による暴風雨災害対応分として上久保内地区農業用排水路の補修工事費の計上となります。なお、災害復旧につきましては、国の要件

の部分に該当せず、町の単独での災害復旧対応工事となります。

文教施設災害復旧費で 172 万 8,000 円の追加となります。こちらは、主に壮瞥高校敷地内の立ち木が台風 10 号による暴風雨災害により傾いて近隣の民家に影響を及ぼす危険性があることから、伐採処理に要する経費の計上となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費で 107 万円の追加となります。壮瞥神社鳥居付近の町有地内の立ち木が台風 10 号による暴風雨災害により傾いて近隣の民間、車庫等に影響を及ぼす危険性があることから、伐採処理に要する経費計上となります。

14 ページ、歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 715 万 6,000 円の追加となります。

町債、災害復旧債では 680 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

11 ページの第 2 表、地方債補正は、上久保内地区農業用排水路補修事業、限度額 680 万円を追加するものであります。

16 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思いますと思いますが、本年 10 月から新教育委員会制度へ移行したことにより、教育長の人件費について一般職給与から特別職給与へ組みかえを行っております。また、あわせて人事院勧告に基づく給与等の改正に伴う部分になりますが、一般職につきましては現行予算内で対応可能となっておりますので、このたびの補正予算の計上はしてございません。

以上が本臨時会に提案いたします議件の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

失礼しました。説明の際、一部誤って説明をしておりました。議案第 73 号の一般職の職員給与の条例改正の中で、改正内容についての説明で給与表の改正と期末手当というふうに申し上げたかと思いますが、勤勉手当の乗ずる率の改正という部分で訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 72 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 73 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 73 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 74 号 平成 28 年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 災害復旧費の農林水産災害復旧費 1,050 万円ということなのですが、これは上久保内の用排水路が大きな被害を受けた。議会でも現地調査を実施して現地を見させていただいたところであります。多くの台風が北海道に上陸というようなことで、特に北海道でも報道等もされておりますけれども、十勝地方中心として大きな被害があった。当町も風害も含めて用排水路、倒木、それから林道等に大きな被害があったということでございます。専決して大きな被害のところも含めて早急に改善しなければならぬところは改善したところでありますけれども、今回 1,000 万を超える復旧というようなこと

で、報道等では北海道、地域によって差はあるにしても非常に大きな被害があったということで、激甚災害の指定というような報道も、報道等で聞いたような記憶があるわけですが、今回のこのような補修工事等において激甚災害の指定というのは受けることはできなかったのでしょうか。また、もしくはこの近隣で激甚災害の指定のところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 今回の台風10号に関しての災害が道内各地で起きております。その中で本町の部分でも災害で被害を相当受けてございまして、補正予算といいますか、専決処分等も含めて対応させていただいております。その中にご質問にありますとおり、本町でも災害を激甚指定を受けるべく対応してございましたが、今回の農業災害の部分につきましては現地も確認していただきましたが、災害の要件としては該当しないということで言われておりますので、本町としては残念な結果であったかなというふうに思っております。そういった中で町の単独災害での対応をさせていただくということで、起債の発行、あわせて後年度の交付税の算入も若干財政力の指数によっては受けることができるというふうに言われておりますので、そういった対応をさせていただいているというところであります。

なお、近隣での対応状況につきましては、詳細ちょっと確定したものを持ってきておりませんが、たしか報道等では室蘭市が一部受けたような報道も聞いておりますので、正確なものは持ち合わせていないということでご承知いただければと思います。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私も災害復旧費に関して少々お聞きしたいと思います。

農林水産災害復旧費が1,050万円ということで今回補正されておりますが、工事時期がなぜ今になったかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

工事時期ということなのですけれども、災害が起きて設計といいますか、どのぐらいの積算といいますか、時間がかかるということと、また渇水期の今ごろでなければ工事が困難ということと、時期としてはこのぐらいの時期なのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 74 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 8 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 28 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 18 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員